明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四二）　二
○貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**四三）　二

〔省　令〕
○財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**四六）　二
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**同**四七）　六
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**四八）　一四
○電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**三三）　一四
○電気用品の技術上の基準を定める省令の全部を改正する省令（**同**三四）　三
○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（**同**三五）　四

〔告　示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（**金融庁**三九）　三
○社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件（**金融庁・法務**二）　三
○関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき、税関官署を指定する件の一部を改正する件（**財務**二二二）　三
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の全部を改正する件（**農林水産**二〇九四）　三
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件（**経済産業**一六五）　三六
○ガス事業法第三十六条の二十一の規定に基づき、登録ガス工作物検査機関の検査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件（**同**一六六）　三七
○船舶気象通報規程の一部を改正する告示（**海上保安庁**一三二）　三七
○道路に関する件（**東北地方整備局**一六三～一六六）　四四
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の名称等を変更した件（**同**一六七）　四四
○道路に関する件（**関東地方整備局**三一三、三一六）　四五
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更した件（**同**三一四）　四五
○都市計画に関する件（**同**三一五）　四五
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**一五八）　四五
○道路に関する件（**九州地方整備局**一二八）　四五

〔官庁報告〕
国家試験
通関士試験公告（財務省）　四五
医師国家試験の施行（厚生労働省）　四五
医師試験委員の公告（同）　四五
歯科医師国家試験の施行（同）　四五
歯科医師試験委員の公告（同）　四六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四九
特殊法人等
弁理士登録、プログラムの著作物に係る登録関係　五六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　七
会社その他
会社決算公告　八三